

乍恐御祈禱申上り口々覺

一 貴布祢と義去寛文四年に於ては、蒙裁御
御裁許状と成下其御二三年を百高相守
り、此頃又出條目乃首と有背り、此頃
さぐ下りて合無侍、此頃存数年採りの事見
仕とて曾て集引も仕此比、此頃仕立状の
趣一、相背りし、此頃おわて烏帽子淨衣を着
又ハ諸方へ私として札半玉をさぐり或許を
散錢とさぐり、此頃散り

一 此比又異見仕之、右の内五六人の得ん侍り、此頃
條目乃趣相守り、此頃一札仕り、此頃黄紙と
着り、此頃其分の者た、此頃よく相明り、此頃恐り
参り申上り御事

一 貴布祢山の事、奥乃社の後、山より并生、此頃
またハ先規の、此頃保錢、此頃保米とが、此頃貴布
祢の者支配、此頃は皆ら、此頃御付、此頃之、此頃二、此頃
年ハ八本、此頃石五斗、此頃錢五貫、此頃石相、此頃是
て、此頃保錢、此頃保米とが、此頃一、此頃我、此頃また、此頃利、此頃
此、此頃山の内、此頃一、此頃根、此頃入、此頃込、此頃本、此頃も、此頃伐、此頃り、此頃也

一 去、此頃山乃、此頃榎子、此頃見、此頃り、此頃ため、此頃社、此頃家、此頃の内、此頃五六人
を、此頃取、此頃在、此頃持、此頃へ、此頃他、此頃下、此頃の、此頃者、此頃、此頃お、此頃り、此頃一、此頃山、此頃は、此頃侍、此頃り、此頃
用、此頃本、此頃は、此頃侍、此頃り、此頃又、此頃ハ、此頃板、此頃は、此頃川、此頃か、此頃一、此頃等、此頃の外、此頃なる、此頃侍、此頃り、此頃
相、此頃見、此頃へ、此頃申、此頃割、此頃谷、此頃り、此頃者、此頃た、此頃大、此頃智、此頃み、此頃も、此頃で、此頃あ、此頃い、此頃谷、此頃

賀茂貴布祢

カ怒御祈禱申上り口書覺

一 貴布祿の義去寛文四年於江戸蒙裁許
御裁許状を以て歲下具御二三々年々百高相守
Pの場を以て及又此條目乃昔と相背Pの取
り下り合無付し相守と存数年採との異見
仕之し曾て兼引も仕此比はよく以仕立状の
趣一に相背らししとおわて烏帽子淨衣を着
又ハ諸方へ私して札半玉をさすり或は
散錢とさするべしPの取

一 此比又異見仕之右の内五六人の得ん仕り此
條目乃趣相守りて一札仕りて黄紙と
着しPの甚分の者たはよく相守り得ん怒り
奉り申上り御事

一 貴布祿山の義奥乃社の後山より行生許
まてハ先規のよく信錢役米をか一貴布
祿の者支配うは皆らあ付し此と以て及二三
年ハ八本石五斗錢を貴五斗の宛相立Pの
てはハ信錢役米をか一うり我もくに刈
此るハ山の由一根入込たよる代たPの取

一 去たろ山乃栴子見たりた社家の内五六人
其取し一よ右の山の内よ黒木毫を
取々取お梅へ他所の者たおろ山は信及こ
用本よ信り又ハ板よりか一以ての外なる神よ
目之申到答り者た出智房よであら谷と

賀茂貴布祿西社奉付書
祈禱人傳

一 去在る山乃栴子見たりたぬ社家の内五六人
其城一ノ下ノ右ノ山の内ノ黒木竈を
殺ケ下右指へ他所の者アおろ一山ノ侍父ニ
用本ノ侍リ又ハ板ノ川カ一ツテの外ナリ侍ニ
相見へ申到谷ノ者大智みもであひ谷と
一山及そ侍伏せ侍り山案内のそよ巨連ノ
者理兵未市んまの源ノ者二人を理もを
打擲侍りそと忍口狼藉乃下行相働き
と父ことある中一言の義しおろつと行
者そと日連(形)み仰りしを

一 右管茂貴布祿お入の義ハ先年板倉園防ノ様
此仕主ハ格貴布祿の者籠舎ら方付くを反
所仕主を過宵侍りつと又寛文四年江戸にお
此所江上ノ寺社ハ奉行栴度ニ栴子と
そ上於此評定不討建のト又籠舎をそ
一ノ川裁許状双方へ加筆難をなす
右乃通忍逆は及の者及山ノ一社家の
不簡しおろびつと何と迷惑を極侍り
忍貴布祿の者及山お何栴し此仕主
ら方付らつと以後此條目を相守り
此布祿の強勅し此と社家一統
此仕主乃義を領し

酉
十月廿七日

